

議案第 8 2 号

狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業施行に関する条例（昭和 6 3 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「狭山市祇園 6 番 1 8 号」を「狭山市祇園 1 3 番 3 9 号」に改める。

第 1 6 条中「土地登記簿に記載されている」を「登記簿の」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市駅東口土地区画整理事務所の移転に伴い、同事務所の所在地の規定を改めるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。